

いじめ防止基本方針

令和7年4月

九十九里町立九十九里中学校

1 いじめの定義

○生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

○いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、生徒等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本とする。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等及びいじめを受けた生徒等を助けようとした生徒等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組む。

○生徒等は、いじめを行ってはならない。

○生徒等は、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ③ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- ④ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。
- ⑤ 一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ⑥ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑦ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ、適切に対応する。

⑧ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有する。学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

(2) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 留意点

- ① 生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。
- ② (1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ① 生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権の問題や、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進する。
- ② いじめの背景として、クラスや部活動などの集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識などにより、ストレスを高める状態に陥っていないか留意するとともに、生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスに適切に対処する力を育む。

③ いじめ問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及・啓発を促す。

(2) いじめの早期発見

① いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉えにいく取組と、いじめを受けている又はいじめを認知した生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する。

② 教職員をはじめとしたいじめから生徒たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に係わる研修や啓発等を実施する。

(3) いじめへの対処

① いじめの防止等の対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも重要と考え、生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応する。

② 家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。また、いじめを行った生徒に対して事情確認（その生徒の家庭環境など背景も含んだ総括的なもの）した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

① 地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭に学校の取組について周知し、連携を図る。具体的には、学校を核とした『県内1000か所ミニ集会』を活用する。

② 学校は、平素から積極的な情報発信に努めるなど家庭との連携強化に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制の確立に努める。

(5) 関係機関との連携について

① 個別の事案への対応はもとよりいじめの未然防止や早期発見の観点からも関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携を図る。

② 連携の成果を高めるために、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのか等、平素から検討しておく。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの等については、警察との連携を図る。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者の代表、警察、学校医 等

(1) 学校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く。この組織が「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するものであり、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。組織の具体的な役割としては、下記のとおりである。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正の中核としての役割をもつ。
- ② いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割をもつ。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割をもつ。
- ④ 学校のにじめに係る状況及び対策については、家庭や地域に情報を提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を推進する。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を図る。
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割をもつ。
- ⑦ 学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家の他に、当該事案の性質に応じて弁護士、医師等の適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- ⑧ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うために、生徒及び保護者に理解してもらえよう、様々な機会を捉えて説明する。特に、いじめの早期発見のために、いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるよう努める。
- ⑨ 組織の構成については、組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとする。また、学校のにじめ対策が、全教職員の共通理解の下に実効化されるよう、経験年数や校務分掌にかかわらず、担任をはじめすべての教職員が参画できるよう、人員配置を工夫する。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①未然防止

ア いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。「生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「生徒が互いに良好

な関係を築くことができる取組」「その他いじめの予防のための対策」として
道徳教育の充実、「いのちを大切に作るキャンペーン」、「豊かな人間関係づく
り実践プログラム（小・中学校用）」などに取り組む。

イ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決
できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して
行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て
る取組を推進する。

ウ 法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進する。具体的には、被害
者の視点からいじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権
の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせるとともに、加害者の視点
では、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習すること
などが考えられる。インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、
被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を推進す
る。

エ 生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめと
する、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。

オ 特に配慮が必要な生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情
報を共有して学校全体で見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者
との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防
止・早期発見に取り組む。具体例は下記のとおりである。

- 発達障害を含む、障害のある生徒については、個別の教育支援計画や個別の指
導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意
見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国
につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える
場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒については、性同一性障害や性
的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な
対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故に
より避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣
れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いな
がら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり
や集団づくりを行う観点から学校環境を点検し、暴力行為や暴言については、
教職員が率先して適切な言葉を使い、暴力を適正な方法で学校から根絶する取
組を推進する。
- 教育活動を通して生徒の具体的な目標や課題を設定し、生徒と教職員がとも
に努力するなど、本来の学校の機能を充実させ、互いを認め合える人間関係・

学校風土をつくることに努める。

- 教職員は、自らの言動が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して、生徒に適切な指導を行う。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、生徒が感染症に罹患した場合や家族が罹患し濃厚接触者になった場合、細心の注意を払いながら、該当生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 暴力傾向が顕著であり学級内で他の生徒の大きな圧力となっている生徒への対応において、表面を繕う対応ではなく、周囲に協力を求め、組織として毅然と対応する。

② 早期発見

ア 生徒が自らSOSを発信すること及び、いじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(1学期にSOSの出し方についてパワーポイントを使って周知)

イ 昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に努める、組織的な取組を推進する。

ウ いじめの状況把握のため、定期的なアンケート調査(月1回)を位置付け計画的に実施し、気になる生徒には担任等が相談を実施する。また個人面談(学期1回)等、生徒と教員が対面で直接話す機会を設定する。

エ 校内の教育相談体制の充実に努めるほか、学校内外のいじめ相談・通報窓口の周知を徹底する。

オ 生徒にいじめを受けていることを恥ずかしく思ったり、いじめを相談することを「先生にチクっている」と考えたりすることは、誤りであることを認識させ、早期の相談や通報が行われるよう指導を行う。

カ いじめ許さない宣言について具体的に説明することなど、「命令されたことをしないと暴言を浴びせられたり、集団で無視されたりする」「いじめられていることを先生に言ったら、更にひどい暴力を振るうと脅される」など、いじめの具体的な状況を想定し、どのように行動することが必要か考えさせることで、実際にいじめを受けた場合に、適切に対処できる力を養う。

キ 保護者には、いじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

ク 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を構築する。

③ いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを報告・相談し、速やかに組織的に対応する。

イ 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

ウ 報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく。

エ 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

オ いじめの情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。また、事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

カ いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

キ 事実認定には細心の注意が必要である。個々のいじめ事案における問題の本質を捉え、安易な解決方法に陥らないよう留意する。

ク いじめが認知された場合には、学校いじめ対策組織は被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ケ 適切な調査に基づき、被害生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。

④ 重大事態への対処

ア 重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省）及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省）により適切に対応する。

イ 重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

ウ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

エ 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

※町立学校→町教育委員会→町長

※町教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。（教育事務所を經由）

⑤ 調査について

ア 調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

イ 生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供することから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。

⑥ 調査結果の報告等

ア 組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び学校の設置者が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。

イ 加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとする、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

ウ 生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがないように留意する。

